国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十一月二十六日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「この条」の下に「及び附則第四項第四号」を加え、同条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、「次条」の下に「及び附則第七項」を加え、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」と、」を「百分の八十」と、」に、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に、「、「百分の八十五」を「、「百分の七十五」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第四項第四号において同じ。」を加える。

第七条の四第一項中「この条」の下に「及び附則第四項第五号」を加え、同条第二項第一号イ中「次項」の下に「及び附則第四項第五号」を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十五」を削る。

第十五条第一項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4　当分の間、国会職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員（再任用職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定国会職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定国会職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定国会職員となつた場合にあつては、特定国会職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　給料月額　当該特定国会職員の給料月額（当該特定国会職員が附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に百分の一・五を乗じて得た額（当該特定国会職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定国会職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定国会職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第六項及び第七項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定国会職員の給料月額から当該特定国会職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第六項において「給料月額減額基礎額」という。）

二　地域手当　当該特定国会職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三　広域異動手当　当該特定国会職員の給料月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

四　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定国会職員が受けるべき給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（同項に規定する両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額）に、当該特定国会職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額（当該特定国会職員が法第十三条第一項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　前各号に掲げる給与のうち第十四条第一項の規定により政府職員の例により当該特定国会職員に支給されるものに係る当該各号に定める額に、当該政府職員の例により当該特定国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定国会職員が受けるべき給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第七条の四第四項において準用する第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（同項に規定する両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第七項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定国会職員に支給される勤勉手当に係る第七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定国会職員が受けるべき給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第七項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定国会職員に支給される勤勉手当に係る第七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

六　第十四条第一項又は第二項の規定により支給される給与　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　当該特定国会職員が法第十三条第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　第一号から第三号までに定める額に、第十四条第一項の規定により当該特定国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ロ　当該特定国会職員が法第十三条第一項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　前各号に掲げる給与のうち第十四条第一項の規定により政府職員の例により当該特定国会職員に支給されるものに係る当該各号に定める額に、当該政府職員の例により当該特定国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額